

裾野市国土強靱化地域計画 (案)への意見を募集



令和3年度から5年間、大規模災害への対策などの国土強靱化施策を推進する基になる「裾野市国土強靱化地域計画」の策定を進めています。市民の皆さんから意見を募集します。

計画(案)の公表場所／市公式ウェブサイト、市役所1階情報公開コーナー、深良支所、須山支所、市役所3階みらい政策課

意見が提出できる人／市に住民登録がある人や、市内に通勤・通学する人、市内に事務所または事業所を有する個人や法人、その他の団体など

申市公式ウェブサイトのパブリックコメント提出フォームで提出するか公表場所にある意見提出用紙に記入し、直接または郵送、ファクスなどで提出してください。 ※意見提出用紙は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

期2月9日(火)～3月8日(月) ※郵送の場合は最終日の消印有効

みらい政策課 995-1804 **課**995-1861

御宿新田区が コミュニティ助成事業を活用

(財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に、住民が行うコミュニティ活動を促進するためコミュニティ助成事業を実施しています。

御宿新田区では、区内で行われるさまざまな行事や活動に対して対応できる環境を整え、効率的かつ円滑な区運営につなげるため、野外ステージ、簡易倉庫、鉄板焼き機などの備品を助成金で整備しました。

コミュニティ助成事業によるコミュニティ活動の促進をお考えの区は市民課地区振興係にご相談ください。

市民課地区振興係 995-1874



不法投棄、屋外焼却の防止 「自分だけなら」身勝手な行動はやめて

ごみは決められたルールに従って出すことになっています。不法投棄や屋外焼却は行わないでください。

不法投棄は重大な犯罪です

一部の心無い人による不法投棄が、周辺環境の悪化や近隣の迷惑となります。他人の土地や道路、河川にごみを捨てると、懲役刑や罰金を科せられる場合があります。家庭で出たごみは、必ず市の収集日に決められた場所へ出してください。

市では不法投棄の予防策として、不法投棄がされやすい場所を中心に定期的なパトロールを実施しています。皆さんも普段から、草刈りや囲いをするなどの土地の管理を行い、不法投棄を予防しましょう。



屋外焼却はやめましょう

屋外焼却の煙やにおいなどの苦情が、年間を通じて多く寄せられています。屋外焼却は、ブロックなどで囲って行う焼却やドラム缶を使った焼却も含めて禁止されています。

今の季節は空気が乾燥し、火災が起きやすいので火災の発生を予防するためにも、屋外焼却はやめましょう。

例外として、農業従事者は、適切な農地管理や害虫駆除のために刈った草や枝などを屋外焼却することが認められています。周辺に住んでいる人の健康を害したり、洗濯物を汚したりすることがないように、時間帯や風向きなど十分に配慮しながら実施しているので、ご理解ご協力をお願いします。

生活環境課 995-1816

農林振興課 995-1824